

本規則は日本国内のスキーオリエンテーリング競技大会について、社団法人「日本オリエンテーリング協会定款」第4条五項の規定に基づき制定されたものである。競技者ならびに主催者は本規則の解釈にあたって、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

平成12年10月 社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 適用

1. 1 本規則は国際オリエンテーリング連盟（以下 IOF という）の「オリエンテーリング基本規則」および「スキーオリエンテーリング（以下 SKI-O という）国際大会競技規則」ならびに「日本オリエンテーリング協会（以下 JOA という）競技規則」に基づき、スキーオリエンテーリング競技について定めるものである。
1. 2 本規則は JOA 公認 SKI-O 競技大会に適用されるとともに、国内における SKI-O 競技大会の基本規則となるものである。
1. 3 本規則に定めがないものについては、「日本オリエンテーリング競技規則」を適用する。

2. 大会の分類

2. 1 本規則でいう競技大会とは、JOA 主催競技大会、JOA に加盟している会員の主催競技大会および会員に所属するクラブ等の団体（以下団体という）、その他 JOA が開催を認めた団体が主催する競技大会をいう。
2. 2 本規則でいう公認大会とは、「公認大会開催に関する規程」（平成7年4月1日施行）に従って開催される競技大会をいう。
2. 3 競技形態
 2. 3. 1 昼間競技は全競技を昼間に行う。スタートの開始は早くとも日の出1時間後とし、スタート完了は遅くとも日没までに、優勝設定時間の200%を残した時刻とする。
 2. 3. 2 夜間競技は全競技を夜間に行う。スタート開始は早くとも日没1時間後とし、スタート完了は遅くとも日の出までに、優勝設定時間の200%を残した時刻とする。
 2. 3. 3 昼夜複合競技は2.3.1項にも2.3.2項にも合致しない競技をいう。
2. 4 競技の種別
 2. 4. 1 個人競技は、個人が独立して競技する方式をいい、以下の種別がある。
 - a) ロングディスタンス
 - b) ミドルディスタンス
 - c) スプリント
 2. 4. 2 リレー競技は、2人以上の競技者が継走する方式をいう。
 2. 4. 3 チーム競技は、2人以上の競技者が独立して競技を行い、その所要時間を合計する方式をいう。
 2. 4. 4 複数日競技は、1競技会が複数の競技から構成されるもので、個々の競技の合計所要時間を最終成績とする方式をいう。

3. 参加資格

3. 1 主催者は参加資格に制限を加える場合には、その旨を明確に大会開催要項に記載しなければならない。
3. 2 エリートクラスへの出場については一定の条件を課し、参加資格を取得したことを証明する資料の提示を条件とすることができる。

4. 競技責任者とイベントアドバイザー

4. 1 主催者は、SKI-O に適格な競技責任者を選定する。
4. 2 主催者は、イベントアドバイザーを任命する。
4. 3 主催者は降雪の状態、天候状況が不良で公正な競技ができないと判断した場合、競技責任者やイベントアドバイザーの意見を聞いた後、スタート方法の変更、大会の延期・中止を決定する。

5. 大会開催要項

5. 1 SKI-O 大会開催要項は、遅くとも開催日の2ヵ月前に公表し、当該大会に適した方法で配布するものとする。
5. 2 大会開催要項には、大会名のほか、少なくとも以下の情報を明記するものとする。
 - a) 開催年月日（曜日）、集合地または大会会場
 - b) 主催者、主管者、競技責任者、イベントアドバイザー、コース設定者
 - c) 問合せ先の住所、電話番号、FAX 番号、e-mail アドレス等
 - d) 申込方法、申込先、申込締切日
 - e) 参加料、必要であればその他の料金、払込方法

- f) 服装と用具に関する注意
- g) 競技形態、競技種別、クラス、参加資格、リレーの走区によるクラスが異なる場合は走区クラス割
- h) クラス別または、リレー走区別優勝設定時間
- i) 交通手段、駐車場の有無
- j) 競技エリア状況、競技エリアの標高・高低差、トレーニングに関する情報
- k) 競技用地図の縮尺、等高線間隔、立入禁止地域
- l) スタート開始時刻、記印方式、フィニッシュ閉鎖時刻
- m) 気候情報、注意点

6. クラス

6. 1 性別、年齢別クラス分け

- 6. 1. 1 競技者は性別・年齢および技能レベルによってクラス分けされる。ただし、女性は男性のクラスで競技することを認める。年齢は、その年4月1日以降の年度内に達する年齢とする。
- 6. 1. 2 クラスは以下のクラス分けを基準とするが、主催者は予想参加者数により合理的と判断されるクラス分けに統合することができる。ただし、EクラスとA, B, Nクラスを混合してはならない。クラスは統合したクラスの名称により示す。

男性		女性	
M 2 1 E	有資格者	W 2 1 E	有資格者
M 2 0 E	有資格者	W 2 0 E	有資格者
M 8 5	85歳以上	W 8 5	85歳以上
M 8 0	80歳以上	W 8 0	80歳以上
M 7 5	75歳以上	W 7 5	75歳以上
M 7 0	70歳以上	W 7 0	70歳以上
M 6 5	65歳以上	W 6 5	65歳以上
M 6 0	60歳以上	W 6 0	60歳以上
M 5 5	55歳以上	W 5 5	55歳以上
M 5 0	50歳以上	W 5 0	50歳以上
M 4 5	45歳以上	W 4 5	45歳以上
M 4 0	40歳以上	W 4 0	40歳以上
M 3 5	35歳以上	W 3 5	35歳以上
M 2 1	21歳以上	W 2 1	21歳以上
M 2 0	20歳以下	W 2 0	20歳以下
M 1 8	18歳以下	W 1 8	18歳以下
M 1 6	16歳以下	W 1 6	16歳以下
M 1 2	12歳以下	W 1 2	12歳以下

- 6. 1. 3 競技者が参加できるのは1競技1クラスである。

6. 2 その他の分類

- 6. 2. 1 各クラスを難易度でクラス分けするときは、難易度の高い順に、A, B, Nとする。
- 6. 2. 2 M/W 2 1 E, M/W 2 0 Eはエリートクラスである。
- 6. 2. 3 競技者の多いクラスは、難易度の等しいいくつかのクラスに分けることができる。この場合、クラス名末尾に1, 2と番号をつける。
- 6. 2. 4 リレー競技においては、必要に応じて各走区ごとに適合したクラスを指定する。
- 6. 2. 5 身体障害者などについては、別の基準でクラス分けすることができる。

7. 参加申込

- 7. 1 競技者は大会開催要項に記された申込締切日までに、所定の方法にしたがって大会参加を申し込む。
- 7. 2 参加料は大会開催要項に示されている方法で支払う。
- 7. 3 参加申込書には少なくとも以下の事項を記載する。
 - －氏名、性別、年齢、生年月日、競技者登録番号、住所、電話番号
 - －クラス、出場資格に関する事項
 - －所属クラブ名または居住市町村名

8. スタート

- 8. 1 個人競技のスタート順、リレー競技のスタート枠はクラス毎に無作為に決める。

- 8. 2 Eクラスでシード制を用いる場合は、主催者が当該年度あるいは前年度の成績によりシードし、15名ごとのスタートグループに分けて抽選をする。スタート順は連続したスタートとし、シードグループを遅い時刻にスタートさせ、各グループは順次その前にスタートさせる。
- 8. 3 スタート抽選で所属を同じくする選手が連続した場合、次に抽選された後ろの選手がその間に入る。ただし、スタートグループの最後に連続した場合はそれらの前の選手が間に入る。
- 8. 4 個人競技のスタート間隔は2分間隔を原則とする。ワンマンリレー方式においては複数同時スタート、マススタートを選択することができる。
- 8. 5 リレー競技のスタートはマススタートを原則とする。
- 8. 6 複数日競技の最終競技はチェイシングスタートを採用することができる。
- 8. 7 地図はスタート前に渡すことを原則とする。
- 8. 8 競技者は両足をスタートラインの後方に置きスタート合図を待つ。ただしスキーポールはスタートラインの前においても良い。
- 8. 9 競技者が自らの過失でスタートに遅れた場合すぐにスタートを許されるが、他の競技者のスタートを妨げてはならない。この場合公式のスタート時刻にスタートしたものとして所要時間は計測される。
- 8. 10 主催者側の過失でスタートが遅れた場合、競技者には新しいスタート時刻が設定される。
- 8. 11 主催者はスタート後一定の区間、走法を制限することができる。

9. プログラム

- 9. 1 プログラムは遅くとも開催日1週間前までに申込者に送付する。送付できない場合は、競技者が競技会場に到着後直ちに配布する。
- 9. 2 プログラムには5.2項の事項（d, eの項を除く）に加えて、以下の事項の情報も記載する。
 - a) 「日本SKI-O地図作成規程」に定められている地図記号以外の特殊記号
 - b) ゼッケン（ナンバーカード）、コントロールカードの交付方法及び使用法
 - c) イベントの詳細な日程、スタートリスト（大会前日抽選の場合は出場者リスト）
 - d) 誘導テープの色、給水所、用具交換所、ワクシング施設
 - e) コース距離、登距離、個人種目およびリレーの各区間におけるコントロール数と給水コントロール数
 - f) コースが標高1,500mを超えるときは、その割合と最高地点標高
 - g) 更衣所、トイレ、シャワー、救護所等
 - h) 競技時間、コントロール撤収時刻、フィニッシュ閉鎖時刻
 - i) 式典、表彰、ミーティング
 - j) 苦情の受付場所と終了時刻

10. コース

- 10. 1 コースは、競技者のナビゲーション能力、集中力、そしてスキー技術が試されるものでなければならない。それぞれのコースにおいて異なったオリエンテーリング技術を要求し、ミドルのコースは特に細かい地図読みと高い集中力の要求、ロングのコースはルートチョイスとスキー技術、スプリントのコースはスピードと連続したナビゲーション能力を要求したコースとする。
- 10. 2 Eクラスのコース距離は、以下の優勝設定時間（分）の基準に従って設定する。ただし、その他のクラスにおいては適宜短縮できる。

	女子	男子
ロングディスタンス	60-65	95-100
ミドルディスタンス	35-45	45-55
スプリント	10-15	10-15
リレー競技（一区間）	25-30	30-35
リレー競技（全区間）	80	100

- 10. 3 コース距離は、スタートからコントロールを経由してゴールまでのスキールート上の最短距離とする。
- 10. 4 登距離は、コース距離の4%以内を原則とする。
- 10. 5 コースは標高1,500mを超えてはならない。ただし、イベントアドバイザーの同意を得た場合はコース距離の最大15%まで超えることができる。
- 10. 6 競技者が通ることを義務づけられたルートには標識をつける。標識はオレンジ色が望ましい。
- 10. 7 立入禁止区域は、青と黄のテープやストリーマーで外郭線を表示するのが望ましい。

11. 給水

- 11. 1 ロングディスタンスでは給水所を設置しなければならない。給水はぬるま湯で2~3%の糖分が含まれることが望ましい。

- 1 1. 2 給水は、主催者が指定した地点のみに認められる。競技者自身が準備した飲食物は、運営者が指定した給水所でのみ受けとることができる。ただし、飲食物は競技者が直接取ることとし、他の援助を受けてはならない。
- 1 2. 地図
 - 1 2. 1 地図は、「日本 SKI-O 地図作成規定」に基づいて作成する。身体障害者や高齢者などについては、特別に作成した地図を使用してもよい。
 - 1 2. 2 地図印刷後に、競技の公正さに影響を与える恐れのある変化が生じたときは、その変化を地図に表示しなければならない。
 - 1 2. 3 使用される競技エリアが含まれるオリエンテーリング用に作成された地図があった場合、その地図を大会会場に掲示する。
 - 1 2. 4 競技地図上のコース記号は以下のとおりとする。
 - －オリエンテーリングの開始地点 : 1 辺 7 mm の正三角形を第 1 コントロールに向ける。
 - －コントロール : 直径 5. 5 ～ 6 mm の円
 - －誘導部分 (マクト・ルート) : 破線
 - －フィニッシュ : 直径 5 mm と 7 mm の 2 重同心円
 - －円の中心点 (フォーカスポイント) : 直径 0. 6 5 mm
 - 1 2. 5 コントロールフラッグがトラックわきに置かれていても、三角と円の中心は地図に示されたトラック上に記す。密集したトラックネットワーク上で、コントロールの正確な位置を明確にするため、円の中心点を記すことができる。
 - 1 2. 6 地図上でコントロールを示す円には、回る順に番号 (コントロール番号) を正置して添える。地図の余白にはコントロール番号とコントロール識別記号の一覧表を列記する。コントロールに給水所や救護所がある場合は、コントロール識別記号の次に示す。ただし、一覧表を用いずに円に添えたコントロール番号の次にコントロール識別記号を記すこともできる。
 - 1 2. 7 誘導部分をのぞき、三角および円は、番号順に直線をつなぐ。細部の地図読みが必要な部分では、線や円の一部を省くこととする。
 - 1 2. 8 立入禁止区域は、地図上に垂直の線條で表示する。危険区域は地図上に斜格子で表示する。立入禁止区域の外郭が線状特徴物で囲まれていないときは、外郭線を以下のように記入する。
 - －地上における外郭線が、テープなど連続した形で表示されているときは、実線で記入する。
 - －地上における外郭線が、ストリーマーなど間隔をおいた形で表示されているときは、破線で記入する。
 - －地上において外郭線の表示が全くないときは、記入しない。
 - 1 2. 9 コース上に指定する横断部や通過地点は、外側に湾曲する 2 本の線で記す。
 - 1 2. 1 0 コース記号およびその他の追加印刷は、赤紫色で印刷する。
 - 1 2. 1 1 SKI-O においては、コントロール位置説明は一切行わない。
- 1 3. コントロール
 - 1 3. 1 全てのコントロールはコントロールフラッグによって示される。夜間競技においては、灯火または反射板をすべての方角から見えるように置くか、コントロールフラッグとともに吊るす。
 - 1 3. 2 コントロールフラッグは三面柱状で、各面は 3 0 × 3 0 c m の正方形とし、各面を対角線によって 2 分し、白とオレンジに色分けする。3 面のうち少なくとも 2 面は、上半分を白とする。
 - 1 3. 3 コントロールフラッグは地図上で示すコントロールの位置に設置し、競技者がコントロールの位置に達したとき明瞭に見えるように設置する。
 - 1 3. 4 コントロールフラッグ、記印器具等はコースごとに同一の仕様とする。記印器具は十分な数を備え、複数の競技者が同時に記印、通過できるようにすることが望ましい。
 - 1 3. 5 コントロール識別記号は、3 1 より小さい数字は使用しない。まぎらわしい数字 (例 6 1, 6 9, 8 9, 1 6 1) は下線を引く。数字は白地に黒色で高さ 5 0 ～ 1 0 0 mm、太さ 5 ～ 1 0 mm で示す。コントロール識別記号は競技者が記印する際、見えるように設置する。
- 1 4. 記印と記印器具
 - 1 4. 1 競技者はコントロール役員によって記印されるコントロール以外では、記印は競技者の責任において行う。
 - 1 4. 2 記印の欠落及び正しい順序でない記印は失格とする。ただし、その理由が競技者の責任に帰し得ないもの (記印器具の不調や紛失など) は失格とならない。
 - 1 4. 3 パンチ器具を使用し、コントロールカードに紙製を使用する場合は、耐水性の破れない紙で作成し、1 0 × 2 1 c m を超えてはならない。
 - 1 4. 4 電子式の記印器具を使用する場合は競技者がスタートするまでに試用の機会を与えなければならない。

15. フィニッシュ

15. 1 フィニッシュレーンには2本のテープなどで誘導する。フィニッシュレーンは十分に幅の広いエリアを準備し、少なくとも2人の選手が並走できる幅とする。
15. 2 フィニッシュラインはゴール進入路と直角に、競技者に明確にわかるように設ける。フィニッシュラインの幅は6mを基準とする。
15. 3 フィニッシュラインを超えた競技者はコントロールカードまたは記印器具を役員に渡す。運営者は地図を回収することができる。

16. 計時と順位

16. 1 フィニッシュは競技者のどちらかの脚部がフィニッシュラインを超えた瞬間に計測される。ただし、目視によらない場合は、運営者が定めた方法による。秒未満のタイムは切り捨てられる。タイムは時間と分と秒または分と秒で与えられる。
16. 2 個人競技において複数の競技者が同タイムであった場合同じ順位が与えられる。成績表において同順位の者はスタートした順番に名前が記載される。チェイシングスタートまたはマススタートの場合は競技者の順位はゴールした順に決定される。同着はない。
16. 3 E, Aクラスについては規定時間を設ける。規定時間は優勝時間の200%とし、分に満たない端数は繰上げる。規定時間外となった競技者やチームは失格とする。

17. リレー競技

17. 1 リレー競技では、それぞれの競技者が個別のコースを走行する。コントロールはチームによってことなった順番で回ることになるが、結果的に全てのチームが同じコントロール及び同じレグを回ることになる。
17. 2 マススタートにおいては、真中のトラックをスタート番号1番とし、進行方向に向かって右側に偶数番号、左側に奇数番号のチームを順次割り当てる。チームが多い場合は列を後方に増やす。
17. 3 次走者への引継ぎは、定められた区域の中で競技者同士の身体の一部に接触することにより行う。
17. 4 参加チームが多い場合、主催者はシードチームを指定することができる。シードチームはスタート番号1番から順次割り当てる。

18. 服装と用具

18. 1 服装に関しては特別に制限されない限り競技者の自由である。
18. 2 ゼッケンは数字がはっきりと見えるように指定された位置に装着する。ゼッケンは20×24cm以下とし、数字の高さは12cm以上とする。
18. 3 競技者は競技中に、主催者から受け取る地図、コントロールカード又は記印器具、及びコンパス、時計、その他主催者が必要と認めたものを携帯してよい。その他の技術的な補助器具の使用は禁止する。
18. 4 各競技者は自分のスキー板とスキーポールを使用または携帯して、スタートから全てのコントロールを経由してフィニッシュする。
18. 5 競技者はスキー板、ビンディング、スキー靴、スキーポールあるいはその他の装備を指定された地点で交換を行うことができる。
18. 6 競技中の競技者はいかなる輸送手段も用いてはならない。
18. 7 身体障害者を対象とするクラスでは、その他の補助器具が使用できる。この場合その旨を大会要項に明記する。

19. 競技上の公正

19. 1 **SKI-O** 大会に関与する全ての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者、役員、報道関係者、観客、競技エリアや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。
19. 2 競技中事故ある場合を除き、お互いの助け合いや協力を禁止する。また、意図的に他の競技者の横、あるいは後ろを滑ることを禁止する。
19. 3 フィニッシュした競技者は、主催者の許可を得ない限り、競技エリアに立ち戻ってはならない。
19. 4 競技を途中で中止した競技者は、速やかにコントロールカードまたは記印器具と競技地図を役員に渡さなければならない。競技を中止した競技者は他の競技者に影響を与えたり、手助けになるような行為を禁止する。
19. 5 ドーピング行為は禁止する。競技者は主催者にドーピングテストを要求されたら受けなければならない。
19. 6 競技者は競技中、記印、ワクシング、装備の修理に他人の援助を受けてはならない。援助を受けたことが明らかになった競技者またはチームは失格とする。
19. 7 競技中全ての人は、それぞれ滞留を認められた区域に留まる。競技者に影響を与える行為をしてはならない。
19. 8 主催者はイベントアドバイザーの同意を得て、前もって競技エリアの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。公表された場合は、指定する立入禁止区域に立ち入り、調査や練習を行ってはならない。

19. 9 競技エリアの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域と競技エリアを厳重に秘密にしておかなければならない。大会の場所を知ろうとする試みは禁止する。
20. 成績発表と表彰
 20. 1 競技の進行中、成績の速報は順次掲示する。
 20. 2 公式成績表の送付は大会終了後2ヶ月以内に行う。
 20. 3 成績上位者を表彰することができる。
21. 提訴
 21. 1 競技者及びチーム役員は文書で主催者に提訴することができる。提訴は予告されたフィニッシュ閉鎖時刻から1時間以内に行うものとする。
 21. 2 掲示された成績に関する提訴は、掲示後1時間以内に行うものとする。
 21. 3 後日配布された公式成績表に関する提訴は、成績表配布後10日以内に行うものとする。
22. 裁定委員会
 22. 1 主催者は、3名からなる裁定委員会を組織する。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。主催者代表者とイベントアドバイザーは裁定委員会に出席できるが、投票権は有しない。
 22. 2 裁定委員会の任務は、競技者、チーム役員からのすべての提訴について裁定を下すことである。
 22. 3 裁定委員会は協議すべき3人全員の出席をもって成立する。出席不可能な裁定委員があった時には、主催者は代理を任命しなければならない。
 22. 4 裁定委員会の決定をもって、最終裁定とする。
23. 競技規則違反
 23. 1 本規則に違反した競技者は失格となる。
 23. 2 本規則に違反した役員があったときは、イベントアドバイザーはその旨をJOAおよびその役員が所属する会員に通告する。
 23. 3 本規則に対する違反は全て大会報告書に記載、報告する。
24. イベントアドバイザー
 24. 1 イベントアドバイザーの主たる任務は、競技規則が遵守されていることを確認することである。
 24. 2 イベントアドバイザーは以下の事項について権限を有する。
 - a) 競技エリアの適格性の判断
 - b) 基準に照合して、地図の質の審査
 - c) コース設定の質、及びスタートとフィニッシュ位置の適格性の判定
 - d) コースの審査（難易度、コントロール位置の選定、偶然性の排除、地図の精度）
 - e) コース配分と組み合わせの審査
 - f) 競技運営全般の確認と、ワクシング室・宿舎や食事・輸送・プログラム・トレーニング関係などの内容の確認
 - g) 計時機器等の信頼性と精度の確認
 - h) 競技への影響の可能性の観点から、報道関係者などへの対応の仕方の確認
 - i) 式典計画の確認
 24. 3 イベントアドバイザーは、競技会開催中は大会会場に常駐する。
 24. 4 イベントアドバイザーの経費は主催者が負担する。
25. 大会報告書
 25. 1 主催者または主管者は、大会終了後2ヶ月以内に大会報告書を作成しなければならない。
26. 付則
 26. 1 本規則は、平成17年10月1日より施行する。

平成12年 5月27日制定
平成17年 3月13日改正